

氏名	こん どう おさむ 近 藤 治
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	論 文 博 第 426 号
学位授与の日付	平 成 13 年 11 月 26 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	ムガル朝インド史研究

論文調査委員 (主査) 教授 間野英二 教授 夫馬 進 教授 杉山正明

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、インドのムガル朝時代の歴史に関して論者がこれまでに発表してきた論文のうちからいくつかを選び、必要な場合は補訂を加えて一書に編んだものである。

論文の構成については、一般的な問題の考察から個別的問題の考察へと移るよう留意されている。すなわち本論文では、はじめにインド観や皇帝観といった一般的な時代観念にかかわる問題を論じた2章が配され、次に土地制度や商工業、交易といった社会の土台となる経済問題を論じた4章、さらに対外問題を扱った2章、そして最後に宗教や文化といったいわゆる上部構造の問題を検討した2章が置かれている。

論者がこのような構成を採用したのは、本論文によって、インド史上近世史としての時代的特色を有するムガル朝時代の歴史を、できるだけ全体的・総合的に把握したいと考えたからである。

序章では、最近のムガル朝史研究が批判的に紹介され、その後に本論文の構成が説明されている。

第1章「アクバル時代のインド観」は、主としてアブル・ファズルの『アクバル会典』第4部「ヒンドゥースターン事情」冒頭部に示されたインド観を紹介しながら検討したものである。そこでは、三方海に囲まれ北辺に高山を擁するインドの地形の特徴や、その広大さと豊かさ、住民の敬虔さと親切心、戦闘における勇猛さが指摘されるとともに、ヒンドゥー教の神像はイスラーム教の禁ずる偶像崇拜には当たらないとする解釈も示されている。アブル・ファズルが、バーブルがインドに欠如ないし不足しているものとして挙げた氷や冷水の備え、良質のメロンやぶどうの栽培などがアクバルのもとで改善されたと述べている点は興味深い。

第2章「アブル・ファズルの皇帝観」は、『アクバル会典』序言および第1巻中の「嚮導者の条」全文、ならびに『アクバル・ナーマ』第2巻、第3巻に散見される関連箇所を紹介しつつ、アブル・ファズルの描く皇帝観を検討したものである。その結果、アブル・ファズルの皇帝観として、皇帝は精神世界と現実世界との両方の嚮導者となって人々の間の普遍的和解をめざす者であること、皇帝権の淵源は神からの賜物に由来すること、皇帝には洞察力以下さまざまな資質が鋳脈となって備わっているが、皇帝にはとりわけ理性と度量と公正さが求められること、また皇帝は世界の番人であり時代の大君であること、の4点が指摘されている。また、アブル・ファズルの描くこのような皇帝観は典型的な近世的独裁君主像であるが、彼は自分の仕えていたアクバルの中に、その具体的な顕現を見いだしていたことも指摘されている。

第3章「ムガル朝時代における土地制度の変遷」は、個別農民に課税額を設定して地租を徴収するアクバル時代の丈量法による賦課法から、村毎への一括課税方式によって地租を徴収するアウラングゼーブ時代の定額地租と刈分地租の賦課法への移行のあったことをもって、ムガル朝時代の土地制度の変遷の主だった内容としたものである。その上で、アウラングゼーブ時代の治世第8年と治世第11年に発給された二つの勅令を主要な史料としながら、この時代の定額地租と刈分地租の実態を紹介し、次いで地租の課税業務を担当する課税官と徴税業務を担当する徴税官との職責について検討している。その後、農民が自己の耕作地に対してどのような権利と義務を有していたかという問題を検討し、彼らが国家的隷農の位置に近かったことを明らかにしている。さらに、ムガル帝国の最大版図を画していたアウラングゼーブ時代に、実は帝国分解の要

素が胚胎、進行し、課税官や徴税官、それに在地の首長たちが帝国分裂期の新しい地方的有力者として登場していく展望も示されている。

第4章「ムガル朝時代における商工業の展開」は、土地制度史と並んで社会経済史研究の上でいま一つの重要な分野である商工業史を論じたものである。ここではまず、17世紀前半にオランダ東インド会社のアングラ商館駐在員が本国に送った報告書を史料として使用し、アクバル時代以来ムガル朝の帝都となっていたアングラの市場活動や、主要交易ルートの交差する地点であったこの都市における物資や商品の流入、搬出について紹介されている。次いで、繊維生産の一大中心地帯であったグジャラート地方を取り上げ、その生産形態に自営職人制のタイプと、分業と協業によるカールハーナ制のタイプの二つが見られることが明らかにされている。

さらに、このグジャラート地方にあって、ムガル朝時代の最大の貿易港であり、かつメッカ巡礼船の最大の発着港でもあったスーラトに注目して、この町の成り立ち、殷賑を極めた対外貿易の実態、その衰退化の過程等についても論じている。

第5章「ムガル朝権力と豪商」は、グジャラート地方の州都アフマダーバードを拠点にして、ジャハーンギール、シャー・ジャハーン、アウラングゼーブのムガル朝3代にわたって活躍した豪商シャーンティダース・ジャワハリイの事跡を追いながら、彼およびその一族とムガル朝との関係を論じたものである。シャーンティダース家はムガル朝宮廷に宝石類を用達するという特権を通して、ムガル朝との関係を強め、各種の恩寵を受けていたが、シャー・ジャハーン治世末期に勃発した皇位継承戦に巻き込まれ、波乱に遭遇する。すなわち、当時グジャラート総督であった第四皇子ムラードが即位を宣言し、このためにシャーンティダース家は55万ルピーの巨額を彼に融資したものの、ムラードの凋落によって回収不能となった。しかしシャーンティダースはアウラングゼーブに取り入り、融資の一部を回収するとともに彼の信頼を得ることに成功する。こうしてシャーンティダースは商都アフマダーバードのナガルセート（商人総代表）となるとともに、ジャイナ教白衣派の信徒総代ともなって、シャオルンジャヤ山、ギルナル山、アブー山のジャイナ教3大聖地の管理権をアウラングゼーブから任されるという破格の厚遇を受けることになった。

こうしたシャーンティダースの事跡を見ていくと、ムガル朝権力と重要州都随一の豪商とのもたれ合いの関係が判然としてくる。またシャーンティダースは兄と協力して建立した壮麗なジャイナ教寺院がモスクに改修されるという経験をもっていたが、彼の事跡を通して見ても、ムガル朝はジャイナ教徒に対しては信仰の自由を保証し、その代りに彼らがムガル帝国の永続のために祈禱することを期待し、宗派間や信徒間の紛議には直接的に介入しない、という姿勢をとっていたことが分かる。

第6章「ムガル朝時代の国内交易路」は、商工業の発展と密接な関係がある交易路の問題を論じたものである。ムガル朝時代における商工業の発展は、インド史上稀に見る長期安定政権の存続と不可分の関係にあったといえよう。本章では、伝統的な交通路ないし交易路は時代が異なってもさして大きな変更はないとの観点から、まず古代以来の伝統的な交通路について概括的な検討を試み、次いで、11世紀初めにガズナ朝マフムードのインド遠征に随行して来印したビールニーの『インド誌』と、14世紀前半に陸路来印して長逗留し、その後海路中国方面へ向けて発ったイブン・バトゥータの旅行記に見られる交通路を紹介した。その後、ムガル朝の都アングラを中心にして、そこから放射状にベンガル、カーブル、スーラト、およびデカン地方の入口を扼するブルハーンプルへのびる四つの幹線交易路について述べ、またその支線や水上交通等についても触れた。さらに、18世紀後半にインドを3度訪問して詳しい旅行記を残したフランス人モダーウ伯の記録も検討し、彼の示す交易路や物資の移動、キャラバン隊や市場についてかなり詳しい紹介を行なっている。

国内交易路は国境地帯で国際的な交易路とつながっている。インド半島部がインド洋に向かって突出しているところから、古来インド人の海上活動は活発であり、東南アジアには大きな政治的・経済的、文化的影響を与えてきた。日本人も鎖国体制が布かれるまでは盛んな海上活動を行なっており、東南アジアにおいて両者の直接的、間接的な交渉が見られた。近世になって大型船が就航し、ヨーロッパ人も来航するようになると、インド洋をめぐる交渉は一層多面的となる。第7章「ムガル朝時代のインド洋と日本」は、このような多面的交渉のうち、とりわけ日本とインドとの交渉を取り上げたものである。本章では、はじめに日本人の南海における海上活動を歴史的に振り返り、次いでインド商人、とりわけグジャラート地方出身の商人たちの東南アジア一帯における商業活動を紹介した後に、江戸幕府が海外貿易を極端に制限し鎖国下の管理貿易体制をとるようになって、オランダを介して多量の日本産銀、銅の輸出とインド産綿布、絹等の輸入が行なわれていたこと

を述べ、制限された条件下にあっても日本とインド両国間にかなり密接な経済関係のあったことを明らかにしている。

17世紀末にインド洋を西から東に渡って来印し、インドに2年半滞在した後、帰国して喫茶擁護論を弁じたイギリス人がいた。イギリス東インド会社のスーラト商館付の牧師となったジョン・オーヴィングトンである。第8章「オーヴィングトンのスーラト訪問と喫茶擁護論」は、彼の事跡の簡単な紹介と、彼が書いた喫茶擁護論の小冊子を全訳して紹介したものである。この小冊子は喫茶の効能について相当綿密に述べ、喫茶排撃論に対しても説得的な批判を行なっている。イギリスのいわゆる紅茶論争ではオーヴィングトンの喫茶擁護論にあまり注意が払われてこなかったようであるので、その点でもこれを紹介する意義はあろう。インドで茶の栽培と生産が行なわれるようになるのは実は19世紀前半のことであるので、オーヴィングトンがスーラトで飲んだ茶やそれに関する情報はすべて東アジアからもたらされたものであった。この点を考えると、彼の喫茶擁護論そのものが、当時の東アジアとインド、さらにはイギリスを結ぶ緊密な交渉の存在していたことを雄弁に物語っているものであり、このことを確認する証左として本章では彼の喫茶擁護論を取り上げたものである。

第9章「ムガル朝時代の宗教と文化」は、これまでの論述から転じてムガル朝の宗教政策の問題を主として論じている。アクバル治世時代の1579年、時のイスラーム宗教界の最高権威者と目された6名の連署する宣言（マフザル）が発表され、アクバルに宗教上のカリスマ的地位を認め、彼に最高調停者としての権限を託すことが合意された。しかしこの宣言はイスラーム界の反発を招き、翌年にインド東部で大規模な反乱が起こった。アクバル時代最大の政治的動揺をもたらすこととなったこの反乱を鎮圧することによって、帝国は安定期に向かう。アクバルの宗教政策は、イスラーム教各派に対してもヒンドゥー教等他宗派に対しても、宥和主義的な政策を基本とする。それに対して、シャイフ・アフマド・シルヒンディーに代表されるような、イスラーム教スンナ派を中心に据えた正統派的な考え方も根強く存在し、こうした二つの潮流がムガル朝宮廷にも反映して、皇位継承問題で表面化することがあった。ダーラー・シュコーとアウラングゼーブの抗争はその典型であった。また本章では、ヒンドゥー教に代表される在来文化とイスラーム教がまといつけていた外来文化との融合文化としてのインド・イスラーム文化の特色についても触れている。

第10章「ムガル朝権力とパンジャブの地方的宗教」は、同じくムガル朝時代の宗教問題を扱っている。ただし本章では、パンジャブ地方のヒンドゥー教シヴァ派とヴィシュヌ派のそれぞれの修道場を取り上げ、これらの宗教施設がムガル朝からどのような恩恵を受け、どのような役割を期待されていたかということを中心に検討している。ムガル朝がジャイナ教徒に対して信仰の自由を保証する代わりに、ムガル帝国の永続のために祈禱するよう期待していたことは第5章で指摘したところであるが、本章においても、上記の修道場がムガル朝から恩賞地を受け課徴金の賦課を免除される代わりに、「征服国家の永続のため」あるいは「不朽の統治の永続のため」専心祈禱するよう期待されていたことを明らかにしている。またここでは、恩賞地の授与とその安堵は結局はムガル朝皇帝権による保証にまでいきつく性格のものであったこと、修道場とムガル朝権力との間にはさまざまな利権を横領しようとする各種の中間者が存在していたことなども指摘している。

以上が、主論文を構成する10章の内容の要旨である。

本論文は最後に付論として、間野英二著『パーブル・ナーマの研究』4部作のうちの第3部『パーブル・ナーマ』訳註について紹介した書評文を収めている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、16世紀より19世紀までインドを支配したムガル朝の性格を、皇帝の理想像、ムガル朝支配下のインドの土地制度、経済活動、皇帝の宗教政策などの多方面から究明し、この王朝が独裁君主を中心とする近世的な国家としての性格を所有していたことを明らかにしようとした研究である。

論者は、多年にわたって、ムガル朝期から現代に至るインド史に関する真摯な研究を続け、18世紀以降については、すでに、インド史の時代区分などの理論的問題を中心に論じた『インド史研究序説』（1996年）、インド・パキスタン分離の過程を歴史的に検討した『現代南アジア史研究—インド・パキスタン関係の原形と展開』（1998年）の2著を刊行してきた。本論文は、この2著で扱われた時代に先立つ16・17世紀のムガル朝に関する論者の研究をまとめて成ったものである。

ムガル朝史の研究は、イギリス・インドを中心に活発に展開され、近年の『新ケンブリッジ・インド史』（1987年以來、現在も刊行中）に代表されるような多数の業績が蓄積されている。ただ、日本における本格的な研究は、残念ながらお少

数と云わねばならない。この状況の中にあつて、論者は、パキスタンのラホール大学への留学やイギリスのロンドン大学での研鑽を経て、日本のムガル朝史研究の水準を国際的な水準に近づけ得たきわめて少数の研究者の一人と云つてよい。

まず、本論文全体として最も注目すべき点は、ほとんど全ての立論が第一次史料に立脚して為されている点である。本論文では、ムガル皇帝の勅令や宣言（いずれもペルシャ語）、王子たちの令旨（ペルシア語）、ムガル朝宮廷史家による同時代的な歴史書（ペルシア語）、ヨーロッパ人旅行者による同時代的な旅行記（英語、仏語）などの第一次史料が縦横に駆使されている。先にも触れたように、ムガル朝史研究という分野において、第一次史料に立脚して書かれた研究、すなわち海外の諸研究に対等に立ち向かえる研究は、なお日本ではきわめて少数に過ぎず、その点のみから見ても、本論文には少なからざる価値が認められる。

本論文では、立論の根拠とされた重要史料については、部分的な引用ではなく、その全文が邦訳して示されている。美辞麗句を連ねたペルシア語の勅令などの邦訳は決して容易とはいえない。しかし論者はラホール大学留学時代以来の研鑽の結果、この困難を見事に克服している。論者の苦心の跡が垣間見られる邦訳によって、第一次史料の読解に関する論者の十分な力量を知ることが出来ると同時に、立論の根拠とされた史料が明確に示されているため、論者の議論の当否を客観的に判断することも容易となっている。これは、論者の誠実な人柄が論文に反映されたと見るべきであり、史料全文の日本語訳の提示は本論文の価値を大いに高めているといえる。

次に、本論文の多数の論点のうち、注目される諸点は次の如くである。

1) アクバル時代（在位1556—1605年）の宮廷史家であったアブル・ファズルの記述を分析して、彼が、君主の理想像として、一君が万民を支配する近世的な独裁君主の姿を思い描いていたことを明らかにした点。そして、彼がアクバルを、まさしくこの理想を具現した理想的君主と見なしていたことを明確にした点。

近世史の一つの特徴は絶対君主の存在である。その意味で、この分析はアクバル時代のインド社会を中世的と見るか近世的と見るかという、なお学界で定まらぬ学説の選択に一つの有力な指標を与えたものといえる。

2) ムガル朝を支えた租税制度を検討し、個別農民に課税するアクバル時代の課税法から、約50年後のアウラングゼーブ時代（在位1658—1707年）には、郡や村毎に課税する課税法へと変化したことを明らかにしている点。そして、この変化が、じょじょに絶対君主制の経済的基盤を揺るがし、やがて地方勢力の台頭を生み、インドを弱体化させ、インドに植民地化への道を開いたことを示唆している点。

これらは、18世紀以降のインド史の展開をも視野に入れた分析であり、論者のインド史の展開についての優れた見通しを示すものとして注目される。また、租税制度に関連して、アクバル時代、およびアウラングゼーブ時代の農民の土地に対する権利と義務の実態を明らかにした点も重要である。

3) ムガル朝領内にはアクバル時代の帝都アグラを中心に広範な国内交易路が張り巡らされ、各種商品が流通し、活発な商業活動が展開されていたことを明らかにした点。また、このような商業活動を通じて、グジャラートの港湾都市スーラトの商人シャーンティダースの如く、国家と結びついて莫大な富を集積した豪商が存在したことを明らかにした点。論者は、これらの点を明らかにする傍ら、交易の中心地としてのスーラトの重要性を浮かび上がらせることにも成功している。

これらの、皇帝を中心に展開される経済活動の実態の究明は、ムガル朝の近世的性格を浮かび上がらせることにも役立っている。

4) アウラングゼーブ時代にスーラトを訪れた英国人オーヴィングトンの喫茶擁護論をはじめ日本に詳細に紹介している点。茶の問題は、近代史に於けるインド、イギリス、東アジアの経済関係を考える上で重要であり、オーヴィングトンの議論がはじめて日本に紹介された意義は大きい。

5) アクバルの宗教政策を検討し、ムスリム（イスラーム教徒）としてのアクバルが俗界のみならず聖界においても、ムジュタヒド（立法行為者）を凌駕する最高權威の保持者であろうと意図していたこと、またヒन्दゥー教徒に対しては、恩賞地などを与えて国家の永続を祈禱させるなどの融和策をとり、彼らに対しても近世的絶対君主として君臨しようとしていたことを明らかにした点。しかし、アウラングゼーブの時代になるとイスラーム色が強まり、ヒन्दゥー教徒など非ムスリムに対する人頭税（ジズヤ）が復活されるなど、ある種のムスリム分離主義の傾向が見られるようになったことを明らかにした点。

論者が、このアウラングゼーブの時代の傾向の中に、後の、イスラーム教徒によるパキスタン独立運動の萌芽を見出している点は、論者の広い視野と見識を示すものとして注目される。

6) 論文冒頭で、ムガル朝史に関する近年の研究を端的に紹介し、残る研究上の問題点を明快に指摘した点。これは、ムガル朝史に関心を持つ全ての者に格好の手がかりを提供するものであり、研究史の中での論者の研究の位置を理解するのにも役立っている。

このように本論文は、第一次史料に基づいて、ムガル朝時代の君主像、土地制度、通商活動、宗教政策などについての多角的な検討を通じて、ムガル朝時代インド社会のもった近世的性格の一端と近代に連なる社会・文化の諸側面を明らかにした論文として高く評価される。

ただ本論文にもなお望ましい点がないわけではない。史料的裏付けの不足する議論も散見したし、東アジアなど他地域の事例を参照すれば議論がより鮮明になったと思われる場合もある。また、術語（例えば「皇帝」と画一的に訳出されているペルシア語）の日本語訳についてもさらなる吟味が望ましい。しかし、これらは、本論文の全体的に優れた内容を考えれば、単なる望蜀の言にしかすぎない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2001年10月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。